

厚生労働科学研究費補助金研究事業の概要

平成 21 年〇月

厚生労働省

厚生労働科学研究費補助金研究事業の概要（平成20年報告書）

厚生労働科学研究費補助金制度の概要

1. 厚生労働科学研究費補助金制度の概要	1
2. 申請課題の評価	8
3. その他の取組事項	11
4. 申請と採択の状況	12
5. 厚生労働科学研究の推進事業	12
6. 公表に関する取組	13

各研究事業の概要

< I. 行政政策研究分野 >

1. 行政政策研究	16
2. 厚生労働科学特別研究	21

< II. 厚生科学基盤研究分野 >

3. 先端的基盤開発研究	25
4. 臨床応用基盤研究	35

< III. 疾病・障害対策研究分野 >

5. 障害関連研究/長寿科学総合研究	43
6. 子ども家庭総合研究	47
7. 第3次対がん総合戦略研究	49
8. 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究/ 免疫アレルギー疾患等予防・治療研究/ 難治性疾患克服研究	52
9. エイズ・肝炎・新興再興感染症研究	57
10. こころの健康科学研究	63

< IV. 健康安全確保総合研究分野 >

11. 地域医療基盤開発推進研究	67
------------------	----

1 2.	労働安全衛生総合研究	7 0
1 3.	食品医薬品等リスク分析研究	7 2
1 4.	健康安全・危機管理対策総合研究	7 8

厚生労働科学研究費補助金制度の概要

1. 厚生労働科学研究費補助金制度の概要

1) 研究費の目的

厚生労働科学研究費補助金は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について競争的な研究環境の形成を行いつつ、厚生労働科学研究の振興を一層推進するものである。

厚生労働科学研究は、研究及びエビデンスの結果を施策に反映させ、また施策の成果をエビデンスとして把握し、国民の健康・安全確保を推進することを目指して実施されている。(図1参照)



図1. 厚生労働科学研究と施策の関連性

2) 厚生労働科学研究費の経緯

厚生科学研究費補助金制度は昭和 26 年度に創設された。昭和 26 年度に厚生行政科学研究費、昭和 36 年度に医療研究費、昭和 59 年度に対がん 10 ヶ年総合戦略経費、昭和 62 年度エイズ調査研究費、平成 10 年度に厚生科学研究費補助金取扱規程、取扱細則決定などの制度の整備を経て、平成 14 年度から厚生労働科学研究費補助金に改称した。

3) 厚生労働科学研究の 4 分野

厚生労働科学研究費補助金の研究事業は、行政政策研究分野、厚生科学基盤研究分野、疾病・障害対策研究分野、健康安全確保総合研究分野の 4 分野に大別される。各分野の予算額の割合は、平成 20 年度予算においては、図 2 に示すように、行政政策研究分野が約 2%、厚生科学基盤分野が約 31%、疾病・障害対策研究分野が 55%、健康安全確保総合分野が約 12%を占めていた。

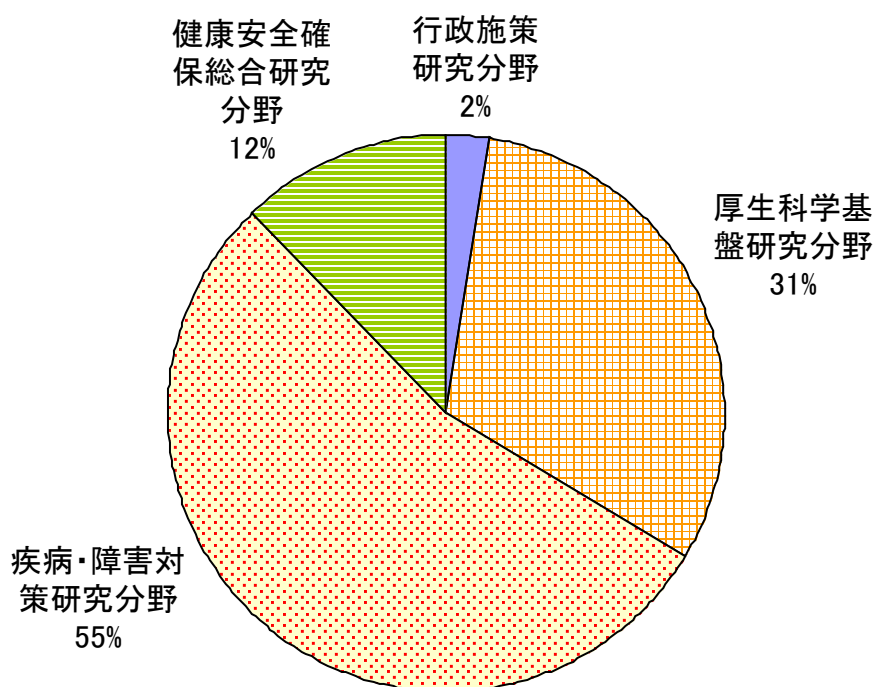


図2. 分野別予算額の割合(平成20年度予算)